

〈エッセイ〉

中国の対外開放政策初期における日常生活風景

高 嶋 幹 夫

1. 時代背景

中国共産党第十一期三中全会¹⁾から10年、1987年の北京は、文化大革命期の経済停滞から立ち直り、漸く発展を目指して活気づき始めていた。

他方で、郊外の工場の煙突には「工業は大慶に学べ²⁾」と文革期のスローガンが大書されたままで(写真1)、自他共に認める発展途上国³⁾として、世界経済における優遇措置⁴⁾も享受しながら他国の後を追う段階にあった。流入し始めた外国製品に対する消費意欲が刺激となり、また文革期に破壊された法制度の修復により法治国家の体裁が再び整いつつある中において、北京市の庶民生活も徐々に変化しつつあった。



写真1 「工業学大慶」

本稿は、1987年4月に約一か月北京を中心に中国に滞在した経験を基に、かかる転換期の諸事象が庶民にまで影響を及ぼす実態を紹介し、この時期の日常生活風景が実は現代中国にも見られる社会現象に連綿としてつながっていることを理解する一助とすることを試みるものである。

2. 外貨兌換券の存在

当時、中国に外貨を持ち込むと、外貨兌換券に交換することを要した。外貨兌換券は元⁵⁾を単

位とする紙幣で(写真2)、実態は中国の通貨に違いないのだが、人民幣と呼ばれた一般の紙幣と異なり、同価値の外貨が中国国内に持ち込まれているはずという性格を持つ。中国語で「外匯兌換券」と表記され、略して「外匯券」、さらに略して「外匯(ワイホエ)」と呼ばれていた。外貨との交換で出回るのだから、例えば、外貨による輸入品を国内で購入するときは外匯でしか買えない制度にしておけば、輸入の際に国外に流出した外貨と同額を国内に留保した時でなければ輸入品を購入することができず、一方的に外貨が流出する事態が回避できるはずである。この外匯は、1980年4月1日から1993年12月31日まで使用された⁶⁾。



写真2 外貨兌換券 100元

このような外貨兌換券ないし Foreign Exchange Certificate という手法は中国だけのものではなく、一例を挙げればミャンマーで米ドルと等価の交換を保障した外貨兌換券は1993年から2012年まで使用されている⁷⁾。

外匯の裏面には「本券の元与人民幣元等値」と書かれ、外匯の1元は人民幣の1元と等価という建前になっていたが、何しる輸入品は外匯でしか買えないのだから両者の使い勝手は全然違う。国内のあちこち、特に地方都市の中心部や観光地などに行くと「友誼商店」という外国人専用商店があって、外国人観光客や駐在員のために、土産物のほか電気製品や日用品、それも品質の高い物や輸入品を置いていたものであ

る。この友誼商店の中では外匯しか使えず、一般の中国人は立ち入れなかった⁸⁾。当時、「友誼 (Friendship)」の語は、「外国の」「外国人のための」という響きがあった。北京市のデパートでも最上階に「友誼服務部」という特別の売場があり、外匯しか使えず値札にもそのように表示されていた (写真3)。

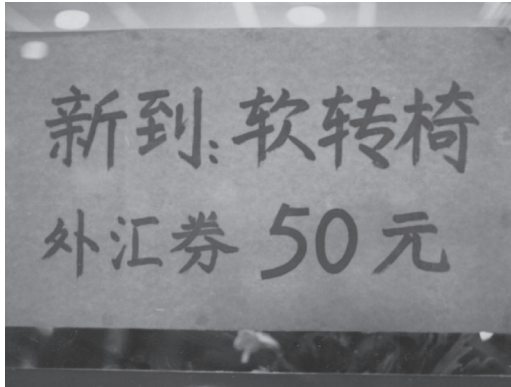


写真3 友誼服務部の値札
(北京市王府井大街の百貨大楼)

この状態で、外匯の1元と人民幣の1元は等値であると言われても実態と全く合わない。実態と合わないときに自然発生するのは闇レートである。北京市内を外国人風の服装で歩いていると、見知らぬ中国人がニコニコしながら話しかけて来る。外国人なら外匯を持っているだろうと思っているのである。英語で「チェンジマネー?」と声をかけてくる⁹⁾ので、このような闇両替屋はそのまま「チェンジマネー」と呼ばれていた。そのレートは、外国人仲間によると1対1.4は固く、まとまった金額で取引すれば1.9くらい行くのではないかという噂であった¹⁰⁾。

闇両替は犯罪であり、取り締まりが行われているはずなのに市中のチェンジマネーは一向に減らない印象だった。これは「外匯の1元と人民幣の1元は等値」という建前に元々無理があるのである。ところが、中央政府が守り続けるこの建前が南方の地方都市に行くと必ずしも守られていないという現象も起きていた。

3. 「南方人」の商魂

北京に暫く滞在した後に広州を訪れると、生まれつきの商人としての南方人の商魂が息づい

ているような活気を感じた。門口の脇に真っ赤な小さな祠のような祭壇をしつらえ、商売繁盛を祈って線香を絶やさない気質は共産党政権下でも維持されたものと見える。そもそもレストランでの接客態度が全く違う。ポットのお茶が尽きたと思ったらさっと寄ってきてお湯を追加していくし、少しでも高い料理を注文して貰おうと一生懸命勧める様子を見ると、北京と異なり、これらの施設では売り上げの多寡が従業員の給与水準に直結しているのだろうとすぐに理解できる。社会主義圏でよく言われた「売れても売れなくても給与は同じ」というシステムから来る非効率な勤務態度¹¹⁾と全く異なる活気がみなぎっていた。

そんな中で、例えば広東省の広州市では、外匯で払えば25%引きと堂々と表示した広告を見かけたことがある (写真4)。人民幣と外匯の価値を0.75対1に評価しているのだから、レートを1対1.33に設定しているのであり、実態が実勢レートに歩み寄っている一例である。

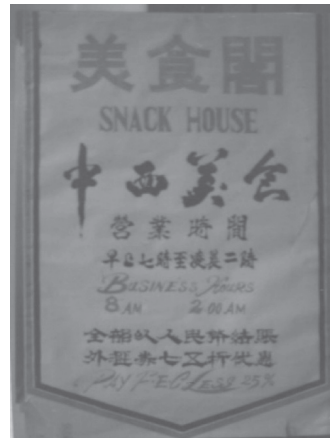


写真4 「外匯券七五折優惠」の表示。
最下行に「PAY FEC LESS 25%」と記されている。

当時まだ英国からの返還前だった香港が国際商業都市として栄え、同じ広東語を話す同胞が自由主義資本市場の繁栄を謳歌している状況は広東人にとって大きな刺激であり続けたに違いない。香港と境界を接する深圳経済特区に行くとその傾向がさらに誇張した形で表れていた。

4. 香港ドルとの共存

深圳経済特区においては、隣接する香港から

流入する香港ドルが大きな存在となっていた。市場では、中国の唯一の通貨であるはずの元と並んで、堂々と香港ドルの価格表が併記される料金表を見て大いに驚かされた。例えば、自転車の価格表を見ると、上海の「鳳凰」、「永久」、天津の「飛鶴」という当時の三大人気ブランドの自転車は「港幣」すなわち香港ドルでしか購入できず、それ以外のブランドのみが人民幣で買えると公然と表示されていた（写真5）。

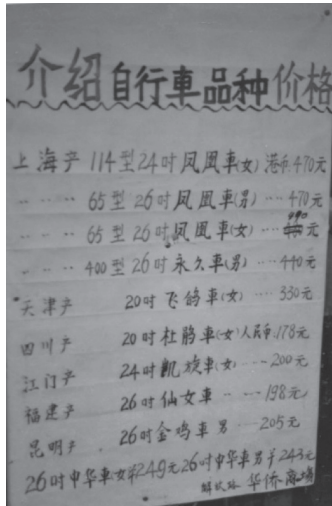


写真5 人気ブランドのみ香港ドルで価格表示されている。

そんな具合だから、深圳の中国銀行にて日本円を両替しようとするると若い男性行員に「元に替えるのか香港ドルに替えるのか」と聞かれた。「哪一种是方便的? (どっちが便利なの?)」と聞き返したら、「そりゃあ港幣さあ」というあっけらかんとした返事である。そして、後ろに座っていた上司と思いきや年上の女性行員が「中国の元も世界に通用する立派な通貨です。」と大真面目な顔で補足した。あの男子行員はあとで「外国人にそんな本当の事を言うやつがあるか」とこっぴどく叱られたことだろう。この時は香港ドルに換金して市中に移動したのだが、確かに深圳のどこでも通用して大変便利だった。

5. 外国人料金

話を北方に戻そう。当時、外国人の行きそうなところ、利用しそうなサービスには、往々にして外国人料金が地元の中国人とは別に設定さ

れていた。例えば航空券を買うにはパスポートの提示が必要なので外国人はすぐに身分が判明する。そこで示される航空料金は外国人用の高い料金であり、中国人民が購入するときはもっと安い。市中の路線バスくらいだと料金は外国人も同じだった。そもそもあんなすし詰めバスの中で外国人だけをより分けて別料金を適用するなどというのは不可能である。で、丁度その中間くらいにあるのが観光地の入場料だった。

北京北方に明朝の13人の皇帝の墳墓が集中する十三陵という史跡がある。この時さっさと入場券を買ってきたところが、あとで連れ外国人たちが支払った額と違うのに気付いた。切符売場で撮ってきた写真を拡大してよく見ると「每人壹元 (1人1元)」という表示の下に説明書きがある（写真6）。「外国游人每人3.00元」というのだから、外国人観光客の入場料は中国人の三倍の3元である。当時の1元は日本円の40円程度だったから、入場料が40円なのか三倍の120円なのかというレベルの話で、正直言ってどっちでも良いようなことだったが、当時の工場労働者の月給が100元程度と言われていたのを考えれば、中国人にとっては1000円対3000円、あるいは2000円対6000円くらいの価格の開きと受け止められていたものと思われる。続けて「華僑游人每人叁元」とあるから、在外在住の中国人が里帰り観光をするときは外国人料金が適用されるらしい。さらに「港、澳、台游人每人叁元」とあるのは、香港、マカオ、台湾の観光客は外国人料金を払えという意味である。

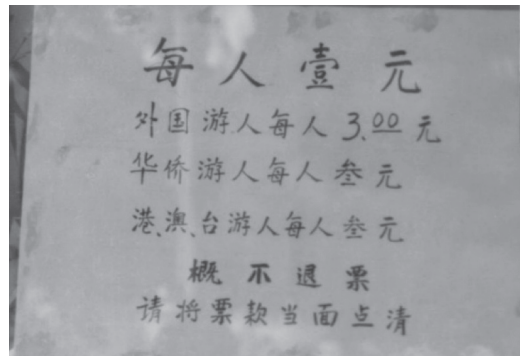


写真6 外国人と華僑と香港・マカオ・台湾の観光客は3元。下の2行は「返金なし、チケットはご自身で確認を」の意。

航空券と異なりパスポートを提示して買うわけではないから、どっちの料金を適用するのかは見た目で判定する。あとで同行の団体客の話を経合すると、西洋人はみんな3元払ったらしい。流暢な中国語で「自分はシルクロードから来た中国同胞である。」と言ったアメリカ人は1元で済んだという話も聞いたが、ただの噂かもしれない。西洋人と行動を共にしていた日本人もみんな3元、うかつに外匯券を出したら一発で外国人扱いになって3元。財布から人民幣を出した者も3元。中国人は財布なんか使わないので、ポケットからくしゃくしゃになった紙幣をつかみ出すのが普通だった。

自分はというと、途上国を旅するときはひつたりを警戒して財布を出さないの、ポケットから手探りで紙幣を出して窓口の係員にぼいっと投げた。ここで丁寧に紙幣を手渡すと品の良い金持ちに見えてスリの標的になるからである。そして中国語で「兩個人(二人)」とだけ言ってあとは何も言わない。この時係員が何か言っていたのは今にして思えば外国人じゃないのかと聞かれたのかもしれないが全く聞き取れないので、「我、我的愛人、兩個人(俺と女房の二人分だ)」と面倒くさそうに言ったのがまさに現地人のビヘイビアに見えたのだろう。先程ぼいと投げた10元札に対して入場券二枚とともに8元の釣札がぼいっと投げ返されてきた。二人で2元ということは中国人料金で通過したらしい。

このような理不尽な一物二価を正当化する論法は当時の中国国内でよく耳にしたが、それは「収入の多い者と少ない者が同じ値段では不公平だから、価格に差を設けて公平を図る」というものだった。高名な大学の経済学者までが同じ説明をしていたから、これが当時の中国政府周辺の公式見解であったものと思われる。金のある者から取るのだから、一種の累進課税のような発想を公定価格に持ち込んでいるが、ならば何故外国人に限って高い負担を求めるのか、中国人の富裕層に負担を求めないのか説明がつかない。当時の共産党の指導下では人民の間に貧富の差がないことになっていたのかもしれないが、既に1985年には「豊かになれる者からなれ」という有名な発言¹²⁾がなされており、国内に富裕な人々が登場することは想定されていた

し、現に年収1万円を稼ぐ農家が「万元戸」と呼ばれて金持ちの代名詞となっていた¹³⁾から、彼らにも負担を求める余地があったはずである。そんな事はおかまいなしに取り敢えず国外の金持ちに高い金を払わせて中国人民のために活用するというのが暗黙の方針になっていたのかもしれない。

6. 外国人立入禁止

発展途上国たる中国の人民が外国人と同等の負担をするのは不公平だという発想は知的財産についても持ち込まれていたらしい。北京市内の大きな書店に行くと最上階に向かう階段に「外賓止步」の表示があった(写真7)。外国の賓客とは丁寧な呼び方だがその外賓は最上階に行っ



写真7 北京市西単の書店にて
「FOREIGN GUEST NO ENTRANCE 外賓止步」

そんな事が書いてあったら一体何が売ってあるのだろうとずかずか入ってみたら、なるほど外国人にはとても見せられないような外国書籍の海賊版がぎっしりと並んでいた。日本語コーナーには夏目漱石全集全何巻というような立派な書籍がきれいにコピー製本されて堂々と展示されている。裏表紙見返しには日本の出版社の奥付までが律儀にコピーされて、元來どの書籍の複製であるのかまで表示されていた。

中国人の読者はここで外国の著作権を無視した格安の書籍を入手して勉強したのだろう。中国の著作権法は1990年に制定され翌年施行された¹⁴⁾のだから、この時点では存在しなかったわ

けだが、それでもこのような組織だった海賊版作成の問題点を中国人が自覚していたのは、この売場を外国人立入禁止にしたことから明白である。中国における知的財産侵害はその後も大きな問題として存続し¹⁵⁾、一部テーマパークにおける偽キャラクターが日本のニュースでも取り上げられたりした¹⁶⁾が、最近では累次の著作権法改正を通じて国を挙げて改善に取り組んでいる¹⁷⁾のも事実であり、公の書店が関与して組織的に海賊版を作成するなどという事態は今ではさすがに考えられない。

7. 「高級幹部」という特権階級

中国共産党の指導下において貧富の差はあり得るのか、という微妙な問題は措くとして、少なくとも間違いなく存在したのは特権を持つ者と持たない者との格差だった。中国共産党では行政級で13級以上の指導的立場にある幹部は「高級幹部」、略して「高幹」と呼ばれた。この13級になると国务院の規定により公用の際いつでも乗用車を使うことができるなど公然と特権が定められていた¹⁸⁾のだから、これに付随する諸々の特権の全体像は想像もつかない¹⁹⁾。革命によって「家柄」というものがなくなったはずの中国であったが、高幹の等級が新たに家族の格を示すこととなり、縁談の際に相手方の両親が何級幹部なのかを重要事項とされ²⁰⁾、「她攀上高幹子弟啦！（彼女は高幹の子弟にのぼったんだって）」という表現は「玉の輿に乗る」という文脈で使われた²¹⁾。

一般庶民にとって、このような高幹の存在は、羨ましいというよりも機嫌を損ねると何をされるかわからない不気味な権力者という存在であったらしい。従って、自分の名前に「高」と「幹」の二文字が含まれるのを利用して、「高嶋幹夫、略して高幹です。」と自己紹介するのは一種のブラックユーモアだった。名刺交換した相手がまじめに肩書を読んでいるところへ「我的簡称是“高幹”」と補足すると、急に表情が変わって「悪い冗談はよせ」というようににんまりと笑うところを何度か見た。日本人の癖に日本でそんな楽屋裏の話を知っているんだという苦笑いだったのかもしれない。

8. 「人治」から「法治」へ

文化大革命期の混乱の中で中国の法制度整備は大きく立ち遅れることとなった。1975年に全面改正された憲法は「マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想は、わが国の指導的思想の理論的基礎である。」²²⁾（第12条）と明記するものであり、一個人の絶対的な指導力の下に人の徳をもって政治を行う方針を宣言したに等しい。文革終了後の中国では、このいわゆる毛沢東憲法を再び全面改正するとともに、失われた法制度を再度整備し直すために民法その他の基本法が整備される途上であった。

市中には新法令の内容を紹介する貼紙があちこちに見られ、広報の努力が窺い知れた。日本ならば法令は官報に掲載して公布するところだが、中国の地方都市では紙で配付すること、あるいは閲覧させることの代わりに黒板に条文をびっしり書いて周知することもよく行われていた。こうした黒板は役所の脇に常設され、中には新法令の解説も多かったが、場合によっては条文そのものを全文書き出して事実上の法令公布に替える例も見られた。例えば山西省大同市渾源县公安局正門脇の黒板には、前月発布されたばかりの「中華人民共和国消防条例实施细则」の主要条文がチョークでぎっしり書かれていた（写真8）。

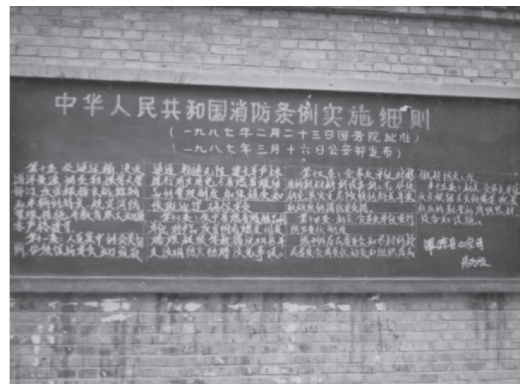


写真8 公機関、企業組織は防火責任制度を実施すべきこと（第14条）などが規定されている。

その内容は、市中の居民委員会や農村の村民委員会が居民を組織して防火工作を行う義務などに言及していたから、この実施細則を根拠に日ごろから防火活動の準備を指導するようなこ

とが行われていたものと思われる。民法や民事訴訟法のように全国人民代表大会に付議せねばならないような基本法はその起草も慎重で時間を要していたが、全人代常務委員会や国務院の責任で制定できる実務的法令の方が先行して整備されている印象であった。

9. 現代中国への連続性

ここまで1987年当時の中国の日常生活風景をランダムに記述してきた。そこに文革の混乱の収まり切れない時期特有の特殊事情が混じっているのは当然だが、それでもこの時の経験を基にするとその後の中国のニュースを耳にしても「あるある、そういう事がある」と妙に納得する場面がたくさんある。それは35年前の出来事の中に現代まで連綿として持続される共通点があるからにはほかならない。

その共通点をうまく抽出するのは至難の業だが、大胆に要約するならば、目前に存在するチャンスは何とか活かして自分のものにしてやうという熱意だろうか。そのチャンスなるものが場合によっては外国人に接近して外貨を入手することだったり、海賊版書籍で猛勉強することだ

ったり、多少の危険を伴うことであってもひるむことなく食いがついていくエネルギーには感嘆させられた。35年たった現在でも、そこで燃え続けているエネルギーの質は少しも変わっていないように思われる。

他方で、せっかく外国人料金を設定して三倍の費用負担を規定しても、見た目だけで外国人か否か判断するようなゆるい運用をしたのでは取り立てが不徹底になるのは当然である。ここには、多少の不公平には無頓着なまま全体として外国人観光客から多めの収入が得られさえすれば目的達成という大雑把な割り切りがあるらしい。そう考えてみれば、海賊版書籍売場を外国人立入禁止にしておきながら入口ではノーチェックというのも同じように不徹底だ。個人が自分の利益に直結する場面で見せる執拗なエネルギーに比べて、組織が全体で仕切ったルールについては究極の目的に照らして大きくぶれない範囲でそこそこ維持すればよいという割り切りは一見異質のものに見えるが、これら二つの要素が混然と混じり合って大きな推進力を持って進み続けているのが今も昔も変わらぬ中国の姿なのかもしれない。

註

- 1) 1978年12月18日から22日の間開催され、文化大革命を改めて否定し、鄧小平を中心とする第二世代中央指導グループ形成の端緒となった（北京週報2008年10月<http://japanese.beijingreview.com.cn/17/txt/2008-10/10/content_156080.htm>）。
- 2) 黒竜江省ハルビン市の西150キロに位置する大慶油田について、1970年代にその創業精神を称えるスローガンとして喧伝され、文化大革命終了後も再評価された（1985年小学館「最新中国情報辞典」p.237）。これと対句をなすものとして、山西省昔陽県太寨人民公社の太寨生産大隊の取組みが「農業学太寨（農業は太寨に学べ）」とされ、毛沢東により成功例として持ち上げられたものの文化大革命終了後に否定され、現地の指導者から国務院副総理まで出世した陳永貴も失脚した（中華経済網「1978年：陳永貴面对大寨的黯然失色」<http://www.ce.cn/xwzx/dang/jm/200901/12/t20090112_17935014.shtml>）。
- 3) 日本の対中国 ODA は1979年12月から開始され、当初は大規模な資金協力が含まれたが、一般無償資金協力は2006年に、円借款は2007年にそれぞれ新規承諾を終了している（JICA ホームページ中「日本の対中国 ODA 概要」<https://www.jica.go.jp/china/office/others/pr/ku57pq0000226edm-att/Japans_ODA_to_China.pdf>）。
- 4) 実は、WTO では「途上国」であるかどうかは加盟時の自己申告で決まることになっていて、中国は GDP 世界第2位となった後も「途上国」の優遇措置を手放そうとしない（外務省ホームページ中「そんなに多くの国が「途上国」!? WTO と途上国の地位」2020年2月27日<https://www.mofa.go.jp/mofaj/page24_000997.html>）。
- 5) 中国の正式の通貨単位は「圓」であり、その発音「ユエン」が同じなので「元」の字を当てることが多い。韓国の「ウォン」も日本の「円」も同じ字源に由来する。中国人はそれぞれ「韓元」、「日元」と呼び、ついでに米ドルまでも「美元」と呼ぶ。中国ではアメリカのことを「米国」ではなく「美国（メイクオ）」と表記するからである。
- 6) ニッセイ基礎研究所調査月報1996.12「中国の WTO 加盟と外国人料金」<<https://www.nli-research.co.jp/files/>>

- topics/34945_ext_18_0.pdf?site=nl> p. 45。外貨兌換券の発行停止の発表は1993年12月29日のことで、僅か2日後に発行が止められたという(同月報 p. 46)。従って外貨兌換券の流通の停止は、1994年1月1日からということになる。
- 7) JETRO ホームページ中「外貨兌換券を7月1日から廃止(ミャンマー)」<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/05/5191f231bcf70.html>>。
- 8) 通訳などの付添い、外国からの帰国者で外貨及びパスポートを持っている者、近く出国予定でパスポートを持っている者は例外的に入れたという(前掲 1985年小学館「最新中国情報辞典」p. 894)。
- 9) 「こんにちは」と日本語で挨拶してくるのはたいてい物売りであった。
- 10) 1988年当時の閣レートは1対1.9だったというから、認識が合う(前掲 ニッセイ基礎研究所調査月報1996.12「中国のWTO加盟と外国人料金」p. 46)。
- 11) 個人が熱心に働かなくても大きな組織の中でそこそこ安定した収入が確保されるという態度やこれを助長する悪平等は「大鍋飯(多人数に給食する大鍋の飯)」と表現され(前掲 1985年小学館「最新中国情報辞典」p. 124)、働かなくても食いはぐれがないという立場は割れることのない「鉄飯碗」と言われた(同 p. 725)。
- 12) 1985年10月23日に鄧小平が米国の起業家代表団に会見した際の発言と伝えられる(中国共産党新聞党員名言100句「鄧小平：讓一部分人先富起來」<<http://cpc.people.com.cn/BIG5/34136/2569304.html>>)。
- 13) 現在の1万元は大した額ではないが、当時は一般労働者の年収の10倍くらいの価値があったはずである。
- 14) 公益社団法人著作権情報センター「外国著作権法中華人民共和國編」<https://www.cric.or.jp/db/world/china/china_c6.html>。
- 15) 2004年の国際レコード産業連盟(IFPI)の調査によれば、レコード・CD等の権利侵害状況は、中国において市場の85%が海賊版によって占められている状況だったという(文化庁「中国における著作権侵害対策ハンドブック」p. 1<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/handbook/pdf/china_singai_handbook.pdf>)。
- 16) 2007年に北京で開園した石景山遊樂園では、外国のキャラクター類似の人形や着ぐるみを無断で使用したため、「ディズニーのキャラクターそっくり」と報じられた(時事ドットコムニュース「ニセモノ?ぞろぞろ写真特集」2007年4月10日<https://www.jiji.com/jc/d4?p=fak222-jlp05158181&d=d4_topics>)。
- 17) 2021年6月1日より改正著作権法が全面的に施行された。この3回目の改正は、国際条約への対応を念頭に権利保護の強化を図る大改正と評されている(前掲 公益社団法人著作権情報センター「外国著作権法中華人民共和國編」)。
- 18) 前掲 1985年小学館「最新中国情報辞典」p. 224
- 19) 後に知己を得た中国人は「私の父は高幹の一員だったので子供の頃から病院で並んだということがなく、いつもすぐに診てもらっていました」と語っていた。
- 20) この風潮を風刺したひとコマ漫画で、息子が結婚相手を紹介しようとしたら、母親が「名前はどうでもいい。この子の両親は何級幹部なんだい」とさえぎる様子が描かれている(C. E. Bled “Understanding China Through Cartoons” 1986 Ottawa)。
- 21) 前掲 1985年小学館「最新中国情報辞典」p. 224
- 22) 訳文は2003年筑波法政第34号「中華人民共和國の各憲法の全訳および関係法令」<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/record/50566/files/TH_34-12.pdf>に従った。

(高嶋幹夫・本学非常勤講師)